

よくある質問（実践研修）



◆申込時◆

Q1	現在はこの機関（団体・法人・事業所等）にも所属していない。 個人での申し込みは可能ですか。
----	--

個人でのお申し込みはできません。

受講希望者の所属機関（団体・法人・事業所等）からお申込みください。

例えば、「個人で法人を立ち上げ、自分が代表かつサビ管をやる予定」の場合は、立ち上げ予定の法人名（仮称可）、立ち上げ予定の事業所名（仮称可）、ご自身を代表者とし申し込みし、実務経験証明書をご提出ください。

※サビ管・児発管を必要とする機関からの応募のみ、受付けています。

※受講決定後、本会より郵送物があります。受け取りの可能な住所・常時連絡可能な電話番号をご記入ください。

Q2	今勤めている事業所は、サビ管・児発管を必要としていない。どうすればよいですか。
----	---

申し込みは、サビ管・児発管を必要としている機関（団体・法人・事業所等）からの応募のみ、受付けています。

現在お勤めの法人等を退職した場合は、転職先の法人からの申し込み、または立ち上げ予定の法人等でサビ管・児発管として働く予定の場合は、立ち上げ予定の法人等から、お申し込みください。

※受講決定後、本会より郵送物があります。受け取りの可能な住所・常時連絡可能な電話番号をご記入ください。

Q3	自分が基礎研修終了後の実務経験が6カ月以上で受講可能なのかわかりません。
----	--------------------------------------

実施要領 p10（別紙4）をご確認ください。

※「個別支援計画作成の業務」に従事している旨を届け出た従事期間が6カ月以上必要です。

※サビ管・児発管としてみなし配置された期間も含まれます。

※指定権者への届出書類とは、以下のもの等が該当します。

（指定権者ごとに様式や必要書類は異なります）

- ・変更届け出書（運営規程の変更）
 - ・サービス管理責任者等実践研修に係る実務経験（OJT）の特例に関する届出書
 - ・サービス管理責任者等実践研修の受講資格に係る届出書
 - ・その他、受講対象者が「個別支援計画作成の業務」に従事している旨が確認できるもの
- ※受講対象者の氏名、従事する期間、従事する内容 が確認できる書類を添付ください。

Q 4	必要な修了証書の写しについて、旧姓で記載の場合どうすればよいですか。
-----	------------------------------------

修了証書の写しに、旧姓である旨を一筆そえてください。

Q 5	サビ管・児発管の両方の修了証が欲しい場合はどうしたらよいですか。
-----	----------------------------------

サビ管（基礎研修）と児発管（基礎研修）の修了証の写しをどちらも提出ください。

※基礎研修で終了されたもののみ、実践研修の修了証を発行することができます。

（追加発行・業種変更はできません）

※配置に必要な実務経験を満たしている方で、発行される実践研修の修了証の種類と、配置予定の職種が異なる場合（サビ管の修了証をもって、児発管として配置予定。またその逆）には、配置予定の事業所を所管する指定権者に、ご確認ください（実施要領 p9 参照）。

Q 6	愛知県外の事業所からの応募は可能ですか。
-----	----------------------

拒むものではありませんが、対象者を「愛知県内に所在する事業所等に従事し」としていただきます（実施要領 P1 の 3 対象者）。愛知県内の事業所からの応募を優先して受講決定いたします。

Q 7	基礎研修を愛知県以外の都道府県で終了しています。
-----	--------------------------

基礎研修を終了された都道府県について問いません。お持ちの修了証の写しを添付してください。

◆実務経験◆

Q 8	自分の実務経験が、実務経験一覧（実施要領 P6、P7 参照）に該当しているのかわかりません。（掛け持ち、非正規で働いていた期間があります。）（勤務していた事業所が対象となるかわかりません。）
-----	---

雇用形態や、勤務形態に関わらず、日数に換算することができます。

1年以上の実務経験とは、実務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言います。

その他、実務経験の詳細は、配置予定の事業所を所管する指定権者に、お問い合わせください（実施要領 p9 参照）。

※指定権者へお問い合わせの際は「配置に必要な実務経験について、確認したい」とお伝え下さい。

※研修実施機関（愛知県社会福祉協議会）では、日数・時間の細かい計算、資格の確認、

仕事内容等細かい部分まで確認できません（研修実施機関には判定の権限がないため、回答できません）。指定権者へ事前に確認することをお勧めします。

※指定権者に確認された内容については、実務経験証明書の欄外に「指定権者確認済み」と補記してください。

Q9	実務経験に換算する期間の中で、転職をしています。実務経験証明書はどのように用意したら良いですか。
----	--

愛知県社会福祉協議会発行の実務経験証明書を使用して、現在の所属機関（団体・法人・事業所等）が、過去の実務経験についてもご記入ください。（時系列で1枚にまとめて記入してください）

研修実施機関（愛知県社会福祉協議会）では、現在の所属機関（団体・法人・事業所等）の、過去の業務歴の確認方法については、問いません（実務経験の確認等で使用した書類の添付は不要です）。

Q10	実務経験証明書に書ききれない場合はどうすればよいですか。
-----	------------------------------

複数枚にわたって、ご記入ください。押印もしてください。

Q11	実務経験証明書のA・Bにはどんな違いがありますか。
-----	---------------------------

提出書類については、実施要領7 申込受付の「提出書類」一覧をご確認ください。

実務経験証明書A→ サビ児管研修（基礎研修）を終了された方

実務経験証明書B→ 平成30年度までの旧カリキュラムでサビ児管研修を終了された方

◆申込後◆

Q12	受講可否は、いつ、どのようにわかりますか。
-----	-----------------------

11月10日（月）までに法人住所宛てに郵送にて連絡予定です。